

日進市地域防災計画の修正(案)要旨

● 地域防災計画修正の根拠

市町村地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされている（災害対策基本法第 42 条）。

また、地域防災計画の作成、修正は市町村防災会議の所掌事務とされている（災害対策基本法第 16 条）。

● <風水害・原子力等災害対策計画>の内容に関する修正

1 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正（p3~8）

- ・第 4 編の名称を「災害復旧計画」から「災害復旧・復興計画」に変更する。
- ・「罹災証明書の交付等」、「被災者への経済的支援等」、「住宅等対策」についての記載を整理・充実し、節を新設するなど、必要な修正を行う。
- ・被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、相談窓口の設置等の記載を整理・充実し、「商工業の再建支援」、「農林水産業の再建支援」に係る節を新設するなど、必要な修正を行う。

2 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正（p8）

- ・国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）に基づき、平成 27 年 8 月に愛知県地域強靱化計画が策定（平成 28 年 3 月に拡充）されたことに伴い、地域防災計画と愛知県地域強靱化計画との関係について記載するなど、必要な修正を行う。

3 土砂災害への対策の強化に伴う修正（p9）

- ・広島土砂災害をはじめとした最近の土砂災害の教訓を踏まえ、第 2 編災害予防計画に土砂災害に係る章「土砂災害等予防対策」を新たに設け整理する。

4 避難行動の促進対策の修正（p10~12）

- ・土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を活用した避難勧告の発令範囲の設定や、避難準備・高齢者等避難開始の発令による自主的な避難の促進などの対策を追加するなど、必要な修正を行う。

5 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正（p12,13）

- ・市が業務継続計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項として、電気・水・食料等の確保や非常時優先業務の整理等を記載するなど、必要な修正を行う。

6 実働組織間の調整に係る記載の修正（p13）

- ・活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有及び活動調整等を行うため、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置することなど、必要な修正を行う。

7 水防法の改正に伴う修正（p13～17）

- ・水防法が一部改正され、洪水、雨水出水等に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたことなどに伴い、第2編災害予防計画における「浸水想定区域における対策」に係る節を新設するなど、必要な修正を行う。

8 下水道法の改正に伴う修正（p17）

- ・下水道法が一部改正され、下水道管理者は浸水被害対策区域において、浸水被害の軽減を推進するとされたことなどに伴い、必要な修正を行う。

9 避難準備情報等の名称変更（p17）

- ・「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえ避難準備情報等の名称が変更されたことに伴い、以下のとおり必要な修正を行う。

（変更前）		（変更後）
「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」

10 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正（p17～19）

- ・愛知県地域防災計画において、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び業務の大綱等が見直されたことに伴い、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び業務の大綱等の見直しを行う。

1 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

【主な修正箇所】

第4編 第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

現行	修正案
<p>【節の新設】</p> <p><u>8. 罹災証明書の交付等</u></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。<u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>	<p><u>第1節 罹災証明書の交付等</u></p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 罹災証明書の交付</u></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>(2) 被災者台帳の作成</u></p> <p>市は、<u>必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</u></p>
<p>【節の新設】</p> <p>(追加)</p> <p>(4. 厚生資金より)</p> <p><u>①災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</u></p> <p><u>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡したものの遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付を行う。</u></p>	<p><u>第2節 被災者への経済的支援等</u></p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u></p> <p>市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p><u>(2) 災害弔慰金等の支給</u></p> <p><u>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</u></p> <p><u>①災害弔慰金の支給</u></p> <p><u>災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1)</u></p> <p><u>②災害障害見舞金の支給</u></p> <p><u>精神又は身体に著しい障害を受けた者</u></p>

<p>(追加)</p> <p><u>7. 義援金品の募集・受付・配分</u></p> <p><u>災害が発生した場合に、各方面から被災者に対して寄託される義援金品の募集、受付及び配分について定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 義援金品の受付</u></p> <p>市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。</p> <p>また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p><u>(2) 義援金品の配分</u></p> <p>市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、</p>	<p><u>が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1)</u></p> <p><u>③災害援護資金の貸付</u></p> <p><u>被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国3分の2、県3分の1)</u></p> <p><u>(3) 市税等の減免等</u></p> <p><u>市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p> <p><u>(4) 義援金品の受付、支給</u></p> <p><u>各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金品を支給する。</u></p> <p><u>①義援金品の受付</u></p> <p>市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。</p> <p>また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</p> <p><u>②義援金品の配分</u></p> <p>市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、</p>
--	--

<p>適切かつ速やかに配分する。</p> <p><u>6. 災害対策基金</u> (略)</p> <p>(7(2)より)</p> <p><u>・日本赤十字社愛知県支部に寄託された義援金は、市、その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。</u></p> <p><u>配分委員会が設置されていない場合は、市と支部が協議の上配分する。</u></p> <p>(4. 厚生資金より)</p> <p><u>③ 生活福祉資金の貸付</u></p> <p><u>「生活福祉資金貸付制度要綱」により、災害で被害を受けた低所得世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、県社会福祉協議会は災害援護資金の貸付を行う。</u></p> <p><u>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。</u></p> <p>(4. 厚生資金より)</p> <p><u>② 被災者生活再建支援金の支給</u></p> <p><u>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方</u></p>	<p>適切かつ速やかに配分する。</p> <p><u>(5) 災害対策基金</u> (略)</p> <p><u>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</u></p> <p><u>義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに市、その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</u></p> <p><u>3. 県社会福祉協議会における措置</u></p> <p><u>「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。</u></p> <p><u>なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。</u></p> <p><u>4. 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)における措置</u></p> <p><u>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方</u></p>
--	---

<p>法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（<u>公益財団法人 都道府県会館</u>）が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、<u>支給する支援金の1/2は国の補助となっている。</u></p> <p><u>（7（2）より）</u></p> <p><u>・報道機関、各種団体等は、募集した義援金品を被災者に配分するが、必要に応じて市に寄託されて被災者に配分される場合がある。</u></p> <p>5. <u>激甚災害特別貸付金</u></p>	<p>法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の<u>2分の1</u>は国の補助となっている。</p> <p>5. <u>報道機関、各種団体等における措置</u></p> <p><u>災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市、県に寄託する。</u></p> <p>（削除）</p>
<p>【節の新設】 （追加）</p> <p>3. <u>住宅復興資金</u></p> <p>住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、</p>	<p>第3節 <u>住宅等対策</u></p> <p>1. <u>市における措置</u></p> <p>（1）<u>災害公営住宅の建設</u></p> <p><u>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</u></p> <p>（2）<u>相談窓口の設置</u></p> <p><u>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</u></p> <p>2. <u>独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</u></p> <p>（1）<u>住宅復興資金</u></p> <p>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建</p>

<p>建設資金又は補修資金の貸付を行う。</p>	<p>設資金又は補修資金の貸付を行う。</p> <p><u>(2) 住宅相談窓口の設置</u></p> <p>県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。</p> <p><u>(3) 既存貸付者に対する救済措置</u></p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>
<p>【節の新設】</p> <p><u>2. 中小企業復興資金</u></p> <p>被災した中小企業者に対する資金対策としては、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</p>	<p>第4節 商工業の再建支援</p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</u></p> <p>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p>
<p>【節の新設】</p> <p><u>1. 農林漁業災害資金</u></p> <p>災害により被害を受けた農林業者又は農林業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により融資する。</p> <p><u>① 天災資金</u></p> <p>暴風雨、豪雨等の天災によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。</p> <p>なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき、有利な条件で融資する。</p> <p><u>② 株式会社日本政策金融公庫資金</u></p> <p>農林業者及びその組織する団体に対</p>	<p>第5節 農林水産業の再建支援</p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</u></p> <p>市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</p> <p><u>(2) 金融支援等</u></p> <p>市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</p>

し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。	(3) 施設復旧 第1章 公共施設等災害復旧対策 参照
--------------------------------	--------------------------------

2 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

【主な修正箇所】

第1編 第1章 第2節 計画の性格

現行	修正案
<p>(追加)</p> <p>2. 他計画との関係 (1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</p>	<p>2. 愛知県地域強靱化計画との関係 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</p> <p>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市民の生命を最大限守る ② 地域及び社会の重要な機能を維持する ③ 市民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する ④ 迅速な復旧復興を可能とする <p>3. 他計画との関係 (削除)</p>

3 土砂災害への対策の強化に伴う修正

【主な修正箇所：章の新設】

第2編 第11章 土砂災害等予防対策

<基本方針>

- 土砂災害危険箇所や山地災害危険地区を的確に把握し、情報を提供するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、避難警戒体制を整備する。
- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産の保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

<主な措置>

区分	機関名	主な措置
第1節 土地利用の適正誘導	市	・適正かつ安全な土地利用への誘導 規制
第2節 土砂災害の防止	市 中部地方整備局 県	・土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備 ・ハザードマップの作成及び周知
第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	市	・県土保全事業の推進 ・施設管理者等に対する情報の提供 ・施設管理者等に対する防災知識の普及 ・情報の提供
第4節 宅地造成の規制誘導	市 県	・宅地造成工事規制区域の指定 ・造成宅地防災区域の指定 ・宅地危険箇所の防災パトロール
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	市 県	・被災宅地危険度判定士の養成・登録 ・相互支援体制の整備

4 避難行動の促進対策の修正

【主な修正箇所】

第2編 第4章 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

現行	修正案
<p>1. 市における措置 (1) マニュアルの作成 (追加)</p>	<p>1. 市における措置 (1) マニュアルの作成</p> <p><u>⑥避難勧告等の発令基準等については、次の点に留意すること</u></p> <p><u>ア 避難の勧告・指示を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発令など、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める</u></p> <p><u>なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。</u></p> <p><u>イ 土砂災害に係る避難勧告等については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること</u></p>

第3編 第7章 第1節 避難対策

現行	修正案
<p>1. 避難のための準備情報・勧告・指示</p>	<p>1. 市における措置 (1) 避難のための準備情報・勧告・指示</p>

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者に早めの段階で避難行動を求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

なお、周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

避難のための立退きを勧告し、もしくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し、助言を求めることができる。

また、市長による避難のための立退きもしくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示する。

①避難勧告・避難指示（緊急）

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難勧告等の発令基準に基づき、速やかに的確な避難勧告・指示を行うものとする。その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示又は勧告する。

避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令するものとする。

また、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難情報の提供に努める。

②避難準備・高齢者等避難開始

一般住民に対して避難準備（家屋被害に対する事前対策や避難場所で滞在するための衣類や食料品等の準備）を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（要配慮者避難）情報を伝達する。

また、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難所を開設する。

③屋内避難

周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保に関する措置を指示することができる。

④対象地域の設定

	<p><u>避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告・指示等を行うにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。</u></p> <p>⑤事前の情報提供</p> <p><u>避難勧告や指示等に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。</u></p>
--	--

5 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第9章 第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

現行	修正案
<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 1. 市における措置 <u>(3)業務継続計画の策定</u> <u>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u> <u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p> <p>③事業の継続 <u>被災した場合の事業資産の損害を最小</u></p>	<p><u>1. 市及び防災関係機関における措置</u> <u>(3) 公的機関の業務継続性の確保</u> ① <u>市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u> <u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u> ② <u>市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u></p>

<p>限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、BCPを策定し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</p>	<p>ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ウ 電気・水・食料等の確保 エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 オ 重要な行政データのバックアップ カ 非常時優先業務の整理</p>
---	--

6 実働組織間の調整に係る記載の修正

【主な修正箇所】

第3編 第10章 救出

現行	修正案
<p>(追加)</p>	<p>(5) 合同調整所の設置 災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。 また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</p>

7 水防法の改正に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第10章 救出 第3節 浸水想定区域における対策

	<p>1. 雨水出水浸水想定区域の指定 市は、水防法に基づき、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸</p>
--	---

<p>2. 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>(1) 市地域防災計画に定める事項</p> <p>市防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p>③ (略)</p> <p>ア <u>地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)</u>でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>イ <u>要配慮者利用施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)</u>でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p>	<p><u>水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</u></p> <p>2. 浸水想定区域のある市における措置</p> <p>(1) 市地域防災計画に定める事項</p> <p>市防災会議は、<u>浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域(以下「浸水想定区域」という。)</u>の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p>③ <u>災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p>④ (略)</p> <p>ア <u>地下街等(※)でその利用者の洪水時、雨水出水時(以下「洪水時等」という。)</u>の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p><u>※地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設)</u>でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</p>
--	---

<p>ウ (略)</p> <p><u>エ</u> <u>ウ</u>を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) 防災マップ等の配布</p> <p>浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3. 地下街等の所有者又は管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練の実施。</p>	<p>ウ (略)</p> <p>⑤ <u>④</u>を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</p> <p>(2) <u>ハザードマップ</u>(<u>防災マップ</u>)の配布</p> <p>浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、<u>滞在者その他の者に周知させるため</u>、これらの事項を記載した印刷物(<u>ハザードマップ</u>(<u>防災マップ</u>))の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3. 地下街等の所有者又は管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 計画の策定</p> <p>単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、<u>雨水出水時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。</p> <p><u>なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等(地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 訓練の実施</p> <p>地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、<u>雨水出水時</u>の浸水の防止のための訓練の実施。</p>
--	---

<p>(3) 自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>5. 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p>	<p>(3) 自衛水防組織の設置 地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、<u>雨水出水時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。</p> <p>4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 要配慮者利用施設の利用者の洪水時、<u>雨水出水時</u>の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告</p> <p>5. 大規模工場等の所有者又は管理者における措置 (略)</p> <p>(1) 計画の策定 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時</u>の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成</p> <p>(2) 訓練の実施 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時</u>の浸水の防止のための訓練の実施</p> <p>(3) 自衛水防組織の設置 大規模工場等の洪水時、<u>雨水出水時</u>の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及</p>
---	--

	び市への報告
--	--------

8 下水道法の改正に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第8章 第2節 ライフライン施設対策

現行	修正案
<p>⑤下水道</p> <p>市は、主要な下水道施設について、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。また、<u>平時から災害対策用資機材の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。</u></p> <p>なお、<u>災害発生後も下水道施設が稼働できるように、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する</u></p>	<p>⑤下水道</p> <p>・市は、主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。</p> <p>・<u>可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に<u>平時から</u>努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。</u></p> <p>・<u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p> <p>・<u>発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</u></p>

9 避難準備情報等の名称変更

【主な修正箇所】

第2編 第2章 第2節 防災のための意識啓発・広報

第2編 第2章 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

第3編 第7章 第1節 避難対策

現行	修正案
<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報 ・避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難指示（緊急）

10 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正

【主な修正箇所（機関名のみ）】

第1編 第3章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

現行	修正案
<p>3. 指定地方行政機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>3. 指定地方行政機関</p> <p>① <u>中部管区警察局</u></p> <p>② <u>東海財務局</u></p>

<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 中部森林管理局</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② 中部運輸局</p> <p>③ 大阪航空局中部空港事務所</p> <p>(追加)</p> <p>④ 名古屋地方气象台</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>⑤ 中部地方整備局</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 日本赤十字社</p> <p>② 日本放送協会</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>⑧ 中部電力株式会社</p> <p>⑨ 東邦ガス株式会社</p> <p>⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>③ 西日本電信電話株式会社</p> <p>④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p>	<p>③ 東海北陸厚生局</p> <p>④ 東海農政局</p> <p>⑤ 中部森林管理局</p> <p>⑥ 中部経済産業局</p> <p>⑦ 中部近畿産業保安監督部</p> <p>⑧ 中部運輸局</p> <p>⑨ 大阪航空局中部空港事務所</p> <p>⑩ 第四管区海上保安本部</p> <p>⑪ 名古屋地方气象台</p> <p>⑫ 東海総合通信局</p> <p>⑬ 愛知労働局</p> <p>⑭ 中部地方整備局</p> <p>⑮ 中部地方環境事務所</p> <p>⑯ 近畿中部防衛局東海防衛支局</p> <p>⑰ 国土地理院中部地方測量部</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>① 独立行政法人国立病院機構</p> <p>② 独立行政法人水資源機構</p> <p>③ 独立行政法人地域医療機能推進機構</p> <p>④ 日本銀行</p> <p>⑤ 日本赤十字社</p> <p>⑥ 日本放送協会</p> <p>⑦ 中日本高速道路株式会社</p> <p>⑧ 中部国際空港株式会社</p> <p>⑨ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>⑪ 中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</p> <p>⑫ 東邦瓦斯株式会社</p> <p>⑬ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>⑭ 西日本電信電話株式会社</p> <p>⑮ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p>
--	---

<p>⑤ K D D I 株式会社</p> <p>⑥ 株式会社 N T T ドコモ</p> <p>⑦ ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会 (追加)</p> <p>② 各ガス事業会社 (追加)</p> <p>③ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>④ 各民間放送及び新聞社</p> <p>⑤ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>⑦ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県 L P ガス協会</p>	<p>⑬ K D D I 株式会社</p> <p>⑭ 株式会社 N T T ドコモ</p> <p>⑮ ソフトバンク株式会社</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会</p> <p>② 愛知県尾張水害予防組合</p> <p>③ 各ガス事業会社</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>⑤ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>⑥ 各民間放送及び新聞社</p> <p>⑦ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>⑧ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p>⑩ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p>⑪ 一般社団法人愛知県 L P ガス協会</p>
--	--

●＜地震災害対策計画＞の内容に関する修正

1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正（p22）

- ・南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために策定された「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、第3編災害応急対策計画に「南海トラフ地震の発生時における広域受援」に係る節を新設し、必要な修正を行う。

2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正（p23～28）

- ・第4編の名称を「災害復旧対策計画」から「災害復旧・復興計画」に変更する。
- ・「罹災証明書の交付等」、「被災者への経済的支援等」、「住宅等対策」についての記載を整理・充実し、節を新設するなど、必要な修正を行う。
- ・被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、相談窓口の設置等の記載を整理・充実し、「商工業の再建支援」、「農林水産業の再建支援」に係る節を新設するなど、必要な修正を行う。

3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正（p28）

- ・国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）に基づき、平成27年8月に愛知県地域強靱化計画が策定（平成28年3月に拡充）されたことに伴い、地域防災計画と愛知県地域強靱化計画との関係について記載するなど、必要な修正を行う。

4 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正（p29）

- ・市が業務継続計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項として、電気・水・食料等の確保や非常時優先業務の整理等を記載するなど、必要な修正を行う。

5 実働組織間の調整に係る記載の修正（p30）

- ・活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有及び活動調整等を行うため、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置することなど、必要な修正を行う。

6 避難準備情報等の名称変更（p30）

- ・「平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方（報告）」を踏まえ避難準備情報等の名称が変更されたことに伴い、以下のとおり必要な修正を行う。

（変更前）		（変更後）
「避難準備情報」	→	「避難準備・高齢者等避難開始」
「避難指示」	→	「避難指示（緊急）」

7 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正（p30～32）

- ・愛知県地域防災計画において、指定地方行政機関、指定公共機関及び業務の大綱等が見直されたことに伴い、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び業務の大綱等の見直しを行う。

1 南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正

【主な修正箇所】

第3編 第16章 第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援

現行	修正案
【節の新設】	<p><u>第5節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</u></p> <p><u>南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</u></p> <p><u>市、県、防災関係機関は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、次の広域的な受援活動を実施するものとする。</u></p> <p><u>(1) 緊急輸送ルートの確保</u></p> <p><u>被害が甚大な地域へ人員・物資・燃料等の輸送活動が迅速かつ円滑に行われるための緊急輸送ルートの確保のための活動</u></p> <p><u>(2) 救助・救急、消火活動</u></p> <p><u>あらかじめ定めた救助活動拠点を開設し、広域応援部隊を迅速かつ円滑に受け入れるための活動</u></p> <p><u>(3) 災害医療活動</u></p> <p><u>全国から派遣されたDMAT等による被災地内における医療機関への支援・調整を行う活動</u></p> <p><u>(4) 物資調達</u></p> <p><u>国が被災県からの具体的要請を待たず支援する避難所避難者への支援物資の受入、配分に係る活動</u></p> <p><u>(5) 燃料供給</u></p> <p><u>災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</u></p>

2 災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正

【主な修正箇所】

第4編 第3章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

現行	修正案
<p>【節の新設】</p> <p><u>7. 罹災証明書の交付等</u></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p><u>第1節 罹災証明書の交付等</u></p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 罹災証明書の交付</u></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>(2) 被災者台帳の作成</u></p> <p>市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>
<p>【節の新設】</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4. 更生資金より)</u></p> <p><u>①災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付</u></p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡したものの遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給するとともに、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、被害の程度と種類に応じて災害援</p>	<p><u>第2節 被災者への経済的支援等</u></p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付</u></p> <p>市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。</p> <p><u>(2) 災害弔慰金等の支給</u></p> <p>「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。</p> <p><u>①災害弔慰金の支給</u></p> <p>地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1)</p> <p><u>②災害障害見舞金の支給</u></p>

<p><u>護資金の貸付を行う。</u></p>	<p><u>精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1)</u></p> <p><u>③災害援護資金の貸付</u></p> <p><u>被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国3分の2、県3分の1)</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(3)市税等の減免等</u></p> <p><u>市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。</u></p>
<p>(追加)</p>	<p><u>(4)義援金の受付、支給</u></p> <p><u>各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。</u></p> <p><u>①義援金品の受付</u></p> <p><u>市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。</u></p> <p><u>また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。</u></p> <p><u>②義援金品の配分</u></p> <p><u>市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定</u></p>

<p>6. <u>災害対策基金</u> (略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4. 更生資金より)</u> <u>③生活福祉資金の貸付</u> 「生活福祉資金貸付制度要綱」により、<u>被災した低所得世帯に対して、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことができるよう、県社会福祉協議会は災害援護資金の貸付を行う。</u> <u>ただし、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付けを行わないものとする。</u></p> <p><u>(4. 更生資金より)</u> <u>②被災者生活再建支援金の支給</u> 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復</p>	<p><u>めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。</u></p> <p><u>(5) 災害対策基金</u> (略)</p> <p><u>2. 日本赤十字社愛知県支部における措置</u> <u>義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに市その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。</u></p> <p><u>3. 県社会福祉協議会における措置</u> 「生活福祉資金貸付制度要綱」により<u>災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。</u> <u>なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。</u></p> <p><u>4. 被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)における措置</u> 「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復</p>
--	--

<p>興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人（公益財団法人<u>都道府県会館</u>）が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の<u>1／2</u>は国の補助となっている。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>5. 激甚災害特別貸付金</u></p>	<p>興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。</p> <p>なお、支給する支援金の<u>2分の1</u>は国の補助となっている。</p> <p><u>5. 報道機関、各種団体等における措置</u></p> <p><u>災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市、県に寄託する。</u></p> <p>(削除)</p>
<p><u>【節の新設】</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3. 住宅復興資金</u></p> <p>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建</p>	<p><u>第3節 住宅等対策</u></p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 災害公営住宅の建設</u></p> <p><u>自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。</u></p> <p><u>(2) 相談窓口の設置</u></p> <p><u>相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。</u></p> <p><u>2. 独立行政法人住宅金融支援機構東海支店における措置</u></p> <p><u>(1) 住宅復興資金</u></p> <p>住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、災害復興住宅資金の融資を適用し、建</p>

<p>設資金又は補修資金の貸付を行う。</p>	<p>設資金又は補修資金の貸付けを行う。</p> <p><u>(2) 住宅相談窓口の設置</u></p> <p>県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。</p> <p><u>(3) 既存貸付者に対する救済措置</u></p> <p>独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。</p>
<p>【節の新設】</p> <p><u>2. 中小企業復興資金</u></p> <p>被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関、株式会社日本政策金融公庫の融資並びに中小企業近代化資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行う。</p>	<p>第4節 商工業の再建支援</p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</u></p> <p>市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。</p>
<p>【節の新設】</p> <p><u>1. 農林漁業災害資金</u></p> <p>被災した農林業者又は農林業者の組織する団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び株式会社日本政策金融公庫法により、融資を行う。</p> <p><u>①天災資金</u></p> <p>地震等の天災によって損失を受けた農林業者等に、農林業の経営等に必要な再生産資金を融資する。</p> <p>なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。</p> <p><u>②株式会社日本政策金融公庫資金</u></p> <p>農林業者及びその組織する団体に対</p>	<p>第5節 農林水産業の再建支援</p> <p><u>1. 市における措置</u></p> <p><u>(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置</u></p> <p>市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。</p> <p><u>(2) 金融支援等</u></p> <p>市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。</p>

<u>し、被害を受けた施設の復旧資金及び経営再建資金等を融資する。</u>	
---------------------------------------	--

3 愛知県地域強靱化計画の策定に伴う修正

【主な修正箇所】

第1編 第1章 第2節 計画の性格

現行	修正案
(追加)	<p><u>4. 愛知県地域強靱化計画との関係</u> <u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u> <u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>県民の生命を最大限守る</u> ② <u>地域及び社会の重要な機能を維持する</u> ③ <u>県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する</u> ④ <u>迅速な復旧復興を可能とする</u>
<p><u>4. 他計画との関係</u> <u>(1) この計画の国土強靱化に関する部分は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく「国土強靱化基本計画」との調和を保ちつつ、愛知県の国土強靱化地域計画を指針とするものとする。</u></p>	<p><u>5. 他計画との関係</u> (削除)</p>

4 業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正

【主な修正箇所】

第2編 第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

現行	修正案
<p>第2編 災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 1. 市における措置 <u>(3) 業務継続計画の策定</u> <u>市は、激甚な被害を被った場合に備え、発災後に実施する災害応急対策及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継続計画を策定し、そのために必要な実施体制を整えるよう努めるものとする。</u> <u>また、計画策定後は、より実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保に努めるとともに、定期的な研修・訓練等を通じた見直しを行うことにより、計画の定着や改訂などを行うものとする。</u></p>	<p>1. 市及び防災関係機関における措置 <u>(3) 公的機関の業務継続性の確保</u> ① <u>市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。</u> <u>また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。</u> ② <u>市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。</u> <u>ア 首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制</u> <u>イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定</u> <u>ウ 電気・水・食料等の確保</u> <u>エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保</u> <u>オ 重要な行政データのバックアップ</u> <u>カ 非常時優先業務の整理</u></p>

5 実働組織間の調整に係る記載の修正

【主な修正箇所】

第3編 第9章 救出

現行	修正案
(追加)	<p>(5) <u>合同調整所の設置</u></p> <p><u>災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。</u></p> <p><u>また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム(DMAT)や緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。</u></p>

6 避難準備情報等の名称変更

【主な修正箇所】

第2編 第4章 第3節 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成

第3編 第6章 第1節 避難対策

現行	修正案
<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備情報 ・避難指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始 ・避難指示(緊急)

7 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱の修正

【主な修正箇所(機関名のみ)】

第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

現行	修正案
3. 指定地方行政機関	3. 指定地方行政機関
(追加)	① <u>中部管区警察局</u>
(追加)	② <u>東海財務局</u>
(追加)	③ <u>東海北陸厚生局</u>
(追加)	④ <u>東海農政局</u>
(追加)	⑤ <u>中部森林管理局</u>
(追加)	⑥ <u>中部経済産業局</u>
(追加)	⑦ <u>中部近畿産業保安監督部</u>
(追加)	⑧ <u>中部運輸局</u>

<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 名古屋地方気象台</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>② 中部地方整備局</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>① 日本赤十字社</p> <p>② 日本放送協会</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>⑧ 中部電力株式会社</p> <p>⑨ 東邦ガス株式会社</p> <p>⑪ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>③ 西日本電信電話株式会社</p> <p>④ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>⑤ KDDI株式会社</p> <p>⑥ 株式会社NTTドコモ</p> <p>⑦ ソフトバンクモバイル株式会社</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会</p>	<p>⑨ 大阪航空局中部空港事務所</p> <p>⑩ 第四管区海上保安本部</p> <p>⑪ 名古屋地方気象台</p> <p>⑫ 東海総合通信局</p> <p>⑬ 愛知労働局</p> <p>⑭ 中部地方整備局</p> <p>⑮ 中部地方環境事務所</p> <p>⑯ 近畿中部防衛局東海防衛支局</p> <p>⑰ 国土地理院中部地方測量部</p> <p>5. 指定公共機関</p> <p>① 独立行政法人国立病院機構</p> <p>② 独立行政法人水資源機構</p> <p>③ 独立行政法人地域医療機能推進機構</p> <p>④ 日本銀行</p> <p>⑤ 日本赤十字社</p> <p>⑥ 日本放送協会</p> <p>⑦ 中日本高速道路株式会社</p> <p>⑧ 中部国際空港株式会社</p> <p>⑨ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社</p> <p>⑩ 日本郵便株式会社</p> <p>⑪ 中部電力株式会社、関西電力株式会社、電源開発株式会社</p> <p>⑫ 東邦瓦斯株式会社</p> <p>⑬ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社</p> <p>⑭ 西日本電信電話株式会社</p> <p>⑮ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</p> <p>⑯ KDDI株式会社</p> <p>⑰ 株式会社NTTドコモ</p> <p>⑱ ソフトバンク株式会社</p> <p>6. 指定地方公共機関</p> <p>① 愛知県土地改良事業団体連合会</p>
---	--

<p>(追加)</p> <p>② 各ガス事業会社</p> <p>(追加)</p> <p>③ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>④ 各民間放送及び新聞社</p> <p>(追加)</p> <p>⑤ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>⑥ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>⑦ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県LPガス協会</p>	<p>② 愛知県尾張水害予防組合</p> <p>③ 各ガス事業会社</p> <p>④ 一般社団法人愛知県トラック協会</p> <p>⑤ 名古屋鉄道株式会社</p> <p>⑥ 各民間放送及び新聞社</p> <p>⑦ 愛知県道路公社、名古屋高速道路公 社</p> <p>⑧ 公益社団法人愛知県医師会</p> <p>⑨ 一般社団法人愛知県歯科医師会</p> <p>⑩ 一般社団法人愛知県薬剤師会</p> <p>⑪ 公益社団法人愛知県看護協会</p> <p>⑫ 一般社団法人愛知県LPガス協会</p>
--	--